

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本案は、平成25年12月31日までとされている適用期間を平成26年12月31日まで単純に延長するものであり、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等が追加されたものではないと認識している。</p> <p>一方で、欧米規制等で清算集中義務が法令化されるなか、本邦金融機関はクロスボーダー取引等で清算集中義務を満たす必要があるものと認識している。</p> <p>その観点から、金融商品債務引受業の対象取引（法第二条第二十八項に規定する対象取引）から除かれる取引として指定することが、決済の安定性を確保する観点から適当であると認められるものを調査のうえ前広に指定し、もしくは、海外法令等で義務化されたものについては随時検討して、すみやかに判断いただけることを確認したい。</p>	<p>頂いた御意見については、貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。なお、海外の規制の動向や本告示の趣旨等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
2	<p>当該告示第二条第三号に規定する「法第二条第二十二項第五号に掲げる取引」に、いわゆる金利先渡取引（FRA取引：契約時に取引当事者間で定めた将来のある時点から始まる一定期間の金利（約定金利）と、当該期日に決定した変動金利（指標金利）との差額を、現在価値に引き戻した金額で決済する取引）は含まれるかどうか不明瞭であり、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引として当該告示にて指定いただきたい。</p>	<p>頂いた御指摘を踏まえ、本告示第二条第三号の対象取引に金利先渡取引（FRA）を追加いたします。</p>